

# 北海道地球温暖化防止対策条例 (通称：ゼロカーボン北海道推進条例) の概要



北海道内の温室効果ガス排出量を  
2030年度までに**48%削減**  
2050年度までに**実質ゼロ**と  
持続可能で元気な北海道づくりを進める  
「ゼロカーボン北海道」  
の実現を目指します。

豊かで美しい自然環境を有するこの北の  
大地を将来の世代に引き継ぎ、我が国の  
みならず、世界の地球温暖化防止対策に  
貢献していくため、令和5年3月この条例  
を改正しました。

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局

## 条例制定後の情勢の変化

- 2008年7月 北海道洞爺湖サミット開催  
    «2050年までに温室効果ガス排出量を50%削減するため世界全体で取り組む必要があると合意»
- 2009年3月 北海道地球温暖化防止対策条例制定
- 2015年 COP21において「パリ協定」が採択  
    «世界全体の平均気温の上昇を1.5度までに制限する目標を掲げる»
- 2020年3月 知事が2050年までのゼロカーボン北海道実現を宣言
- 2021年3月 北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）（現：ゼロカーボン北海道推進計画）を策定  
    «2050年のゼロカーボン北海道の実現に向け、2030年度までの48%（2013年度比）削減目標や達成に向けた取組等を規定»
- 2021年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正



低炭素化から脱炭素化へ  
動きが加速



社会的情勢を踏まえ、北海道地球温暖化防止対策条例の見直しに向け検討開始

## 北海道環境審議会での審議

- 2021年10月 北海道環境審議会に条例見直しのあり方を諮問



審議会の温暖化対策部会での審議（6回）

〔検討のポイント〕

- ・ 理念や目指す姿を共有しオール北海道で推進するための規定のあり方
- ・ 環境と経済・社会が調和し成長を続けるゼロカーボン北海道実現に向けた規定のあり方
- ・ 道の責務の拡充、事業者による排出量報告制度などの規定のあり方 など

- 2022年8月 「条例見直しに係る基本的な考え方」答申

## 経済団体・地域との意見交換会

○条例見直しの検討に際し、関係団体とのヒアリングや地域意見交換会を実施（2022年5～6月）

### ■関係団体ヒアリング

経済団体、エネルギー関連団体、条例の規制を受ける団体、小売電気事業者に実施

### ■地域意見交換会

道内6地域（札幌・旭川・函館・釧路・帯広・室蘭）で開催

地域主要産業、市町村、自動車、家電、建築関連事業者や条例の規定に関わる団体などからご意見聴取  
延べ67名の関係者が参加

## 事業者や道民の方々からのご意見聴取

○自動車排出量報告制度や条例全体の概要についてのご意見を伺うため、アンケート調査やパブリックコメントを実施

### ■中小・小規模事業者等の方々へのアンケート調査（2022年10～11月）

・特定事業者：232件、その他の中小規模事業者：288件の合計：520件の回答

### ■パブリックコメントを実施

・パブリックコメント1回目 2022年9月12日～10月25日 25個人・団体 79意見

・パブリックコメント2回目 2022年12月14日～1月13日 21個人・団体 45意見

答申・いただいたご意見を踏まえて、2009年に制定された

### 北海道地球温暖化防止対策条例

について、制定以来初めて抜本的に改正。

公布：令和5年3月17日

施行：令和5年4月1日（一部を除く）

## ゼロカーボン北海道とは

条例では「温室効果ガスの排出量と森林等の吸収量の均衡が保たれ、環境の保全、経済の発展、道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道」と定義づけています。



ゼロカーボン北海道推進計画における北海道の削減目標  
2030年までに2013年度比で48%削減  
2050年までに道内の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成  
➡ ゼロカーボン北海道の実現を目指す

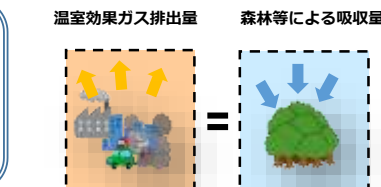


図 「実質ゼロ」のイメージ

## 北海道地球温暖化防止対策条例の名称について

○「北海道地球温暖化防止対策条例」は、世界が共通の目標として取り組んでいる地球温暖化防止対策を推進することを明確に示しており、引き続きこの名称を継続。



○ゼロカーボン北海道の実現に向け、道民の皆様、事業者の方々などの各主体の方々が連携して推進することを分かりやすく示すことが必要。



目指す北海道の姿が、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた「ゼロカーボン北海道」であることを道民の方々と共有。

⇒条例の通称：「ゼロカーボン北海道推進条例」

# 北海道の温室効果ガス排出量の現状

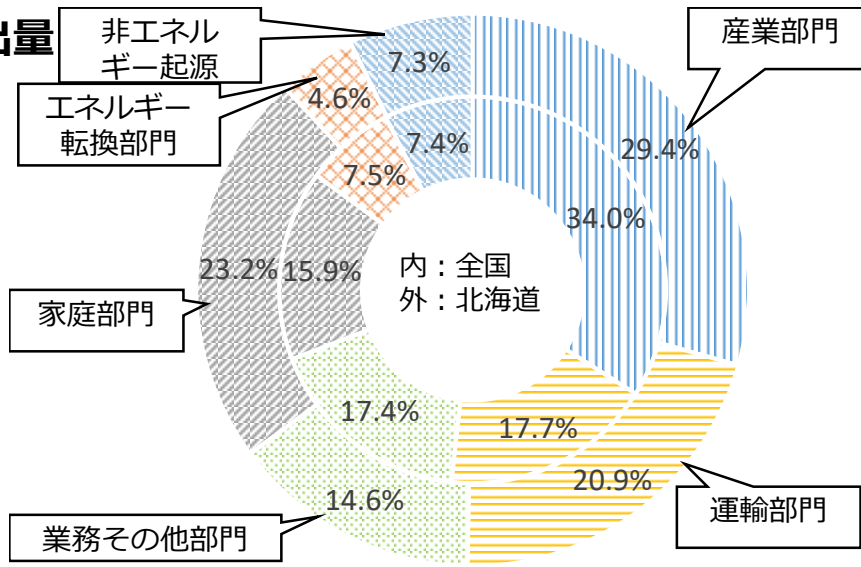
## 排出量の推移



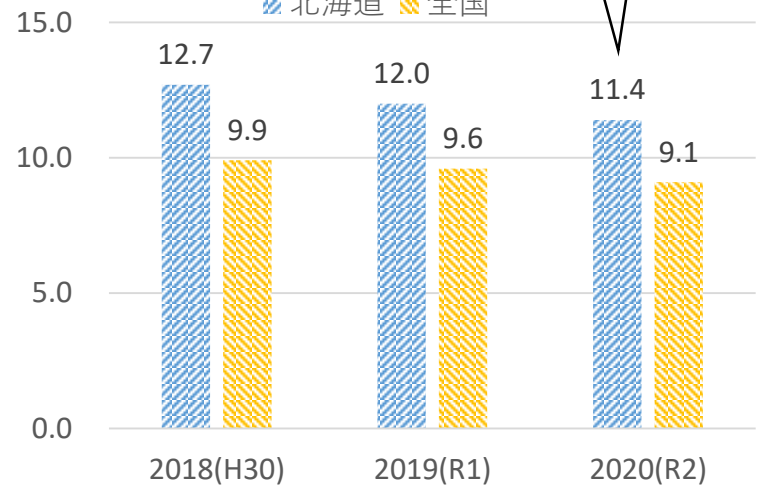
## 本道の特徴

- ・本道は広域分散型の地域構造であるため、**運輸部門の排出量が全国に比べ多い。**
- ・本道は積雪寒冷地で、冬季の暖房による化石燃料の利用により、**家庭部門の排出量も全国に比べ多い。**
- ・一人あたりの排出量が全国と比べ多い。

## 部門別の排出量



## 一人当たりの温室効果ガス排出量 (t-CO<sub>2</sub>/人)



## 総則的事項

### 目的(1)

### 基本理念(2の2)

### 道の責務(3)

### 年次報告(7)

- ゼロカーボン北海道の取組状況の年次報告

### 事業者・道民の責務(4、5)

- 事業活動や日常生活での温室効果ガスの排出削減の努力
- 国・道・市町村が実施する取組に協力

### 観光旅行者等の責務(6)

- 温室効果ガスの排出削減の努力
- 国・道・市町村が実施する取組に協力

### ゼロカーボン北海道推進計画等【第2章】

- ゼロカーボン北海道推進計画(8~10)
- 地球温暖化対策指針(11)

## ゼロカーボン北海道実現に向けた各分野の取組

### 事業活動に関する地球温暖化対策【第3章】

- 事業者による排出量の把握、削減(12)
- カーボン・オフセットの促進(13)
- 温室効果ガス削減等計画書・報告書(14、15、17)
- 排出量簡易報告書(16、17)

### 交通に関する地球温暖化対策【第4章】

- 公共交通機関等の利用への転換(18)
- 自動車等の適正な運転(19)
- 自動車等のアイドリング・ストップ(20)
- 次世代自動車の使用等(20の2)
- 地球温暖化防止性能情報の説明(21)
- 物資の輸送の合理化(21の2)

### 機械器具に関する地球温暖化対策【第5章】

- 排出量が少ない機械器具の購入(22)
- 省エネ性能情報の表示・説明(23)

### 建築物に関する地球温暖化対策【第6章】

- 建築士による注文者への情報提供(24)
- 販売・賃貸事業者による排出量の削減の情報提供(24)
- 地域材の利用促進(24の2)
- 建築物環境配慮計画書・工事完了届出書(25~27)
- 適用除外(27の2)

### 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策【第7章】

- 再エネ利用の推進(28)
- 再エネ計画書・報告書(29~31)
- 小売電気事業者による情報提供(31)

### 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等【第8章】

- 森林の整備の推進・保全の確保(32)
- 藻場・干潟等の保全の推進(33)
- 自然の生態系の保全・適正な管理(34)

### 気候変動適応に関する施策【第9章】

- 気候変動適応に関する施策の推進(35)
- 北海道気候変動適応センター(36)

### ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等【第10章】

- 産業の育成・振興(37)
- 製品やサービスの開発・販売・提供(38)

### ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等【第11章】

- ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の理解の促進(39)
- 北海道クールアース・デイ(40)

### 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換【第12章】

- 道民による排出量の把握、削減(41)
- 行事・催し物における取組の促進(42)
- 地産地消の推進(43)
- 環境物品の購入の促進(44)
- 廃棄物の発生の抑制(45)
- 冷暖房時の温度(46)

### 雑則【第13章】

- 施策推進のための必要な財政上措置(47)
- 顕彰 ○ 指導・助言 ○ 勧告 など

※ 括弧内の数字は条番号

※ ●新設・拡充事項

## 1 改正のポイント

## 2 条例の内容

- 第1章 総則
- 第2章 ゼロカーボン北海道推進計画等
- 第3章 事業活動に関する地球温暖化対策
- 第4章 交通に関する地球温暖化対策
- 第5章 機械器具に関する地球温暖化対策
- 第6章 建築物に関する地球温暖化対策
- 第7章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策
- 第8章 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等
- 第9章 気候変動適応に関する施策
- 第10章 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等
- 第11章 ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等
- 第12章 温室効果ガスの排出の量の削減に向けたライフスタイル等の転換
- 第13章 雑則

## ①「目的」の拡充・強化と「基本理念」の新設

ゼロカーボン北海道の実現について、条例に明確に位置づけました。

### 目的（第1条）

- 各取組の基本となる基本理念
- 道・事業者・道民・観光旅行者等の責務
- 道の施策の基本事項

地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与

### 基本理念（第2条の2）

ゼロカーボン北海道の実現に向けた各取組の方向性の明確化

- ✓ 関係者の積極的な参加と密接な連携
- ✓ 環境の保全、経済の発展、生活の向上の統合的な推進
- ✓ 再エネや森林などの地域資源の有効活用

### 基本理念を新設する意義

2050年のゼロカーボン北海道の実現のための取組の方向性を、道民の皆様と共有できるように、基本的な理念を条例に位置づけ

## ②道の責務規定の拡充・強化

これまでの道の責務の規定に加え、新たな責務の規定を拡充しました。

### 道の責務（第3条）

- 総合的・計画的な施策の策定、実施
  - 国・市町村・事業者・道民との連携・協働
  - 市町村・事業者・道民・各団体の取組を支援
  - 事業者・道民の行動変容等の促進
  - 専門的な知識等を有する人材の育成
  - 調査研究・技術開発の促進、産業育成・振興
  - 地球温暖化に関する教育の推進
  - 分かりやすい情報の提供
  - 率先した施策の実施
- (※ ●新規・拡充事項)

### 道の責務を拡充する意義

道がゼロカーボン北海道実現の牽引役となるため、果たすべき役割を責務規定として位置づけ

## ③各分野の取組に係る規定の拡充・強化

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、より一層の排出量削減や再エネ・吸収源の取組を推進するため、各分野における規定を拡充・強化しました。



# 2 条例の内容

## 第1章 総則

## 第2章 ゼロカーボン北海道推進計画等

### 主な規定

### 規定の要旨

#### 目的

(1)

ゼロカーボン北海道の実現に関し、道の責務を明らかにするとともに、基本的施策を規定し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することで、健康で文化的な生活の確保・福祉に寄与することを目的とする。

#### 定義

(2)

「ゼロカーボン北海道」など、この条例で使用する用語の意義について定義する。

#### 基本理念

(3)

ゼロカーボン北海道を実現するための取組を推進するに当たり、基本的な考え方について定める。

#### 関係者の責務

(4、5、6)

ゼロカーボン北海道の実現のために、道、事業者、道民、観光旅行者等がそれぞれ果たすべき役割を定める。

①

#### 議会への報告

(7)

毎年、議会にゼロカーボン北海道の実現のため実施した施策を報告することについて定める。

#### ゼロカーボン北海道

#### 推進計画

(8、9、10)

ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、ゼロカーボン北海道推進計画を定めなければならないことについて定める。

### ① 事業者・道民の責務

- ・ゼロカーボン北海道への理解を深める
- ・事業活動や日常生活での温室効果ガス排出削減の努力
- ・国・道・市町村が実施する取組に協力

#### 【排出削減に係る取組の例】

- ・事業活動や日常生活での温室効果ガス排出量の把握
- ・省エネの実施や再エネの導入
- ・エコドライブやアイドリングストップの励行 など

### ① 観光旅行者等<sup>(※)</sup>の責務

＜これまでの“協力、から”責務、に拡充＞

- ・道内における温室効果ガス排出削減の努力
- ・国・道・市町村が実施する取組に協力

※観光旅行者等には、余暇活動やビジネス等のため一時的に道内に滞在する方全てを含みます。



#### 【排出削減に係る取組の例】

- ・宿泊中の節電、冷暖房の適切な調節
- ・マイボトル・エコバッグの利用
- ・公共交通機関の積極的な利用
- ・エコドライブやアイドリングストップの励行 など

## 主な規定

## 規定の要旨

事業者の排出量  
把握・削減 (12)

排出量の把握、省エネルギーの推進等、排出削減に資する措置の努力について定める。

カーボン・オフ  
セットの促進 (13)

排出量の削減が困難な場合に温室効果ガスの削減活動の実施やクレジットの購入等により埋め合わせるカーボン・オフセットを行うことを求める努力について定める。

事業者温室効果ガ  
ス排出量削減等計  
画書・実績報告書  
(14、15、17)

特定事業者について、事業者温室効果ガス削減等計画書及び事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の作成・、それらの公表について定める。

事業者排出量簡易  
報告書 (16、17)

特定事業者以外の事業者について、自主的な取組を進めていただくため、事業者排出量簡易報告書の作成・提出、それらの公表などについて定める。

## 事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書

事業活動で多くの温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出削減などの取組を実施していただくため、削減等計画書と実績報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。

### ■ 特定事業者（提出を求めている事業者）

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

省エネルギー法<sup>(※1)</sup>に基づく特定連鎖化事業者で、道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

道内において温暖化対策推進法<sup>(※2)</sup>施行令第5条第10号から第16号までの事業者<sup>(※3)</sup>で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上かつ二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

自動車運送事業者であって、道内に登録する前年度の末日の自動車の総数が次に該当する事業者

トラック：100台以上  
バス：100台以上  
タクシー：150台以上

〔 条例改正により  
規模要件が拡大 〕

- ※1：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- ※2：地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）
- ※3：廃棄物焼却施設や下水終末処理場の設置者など



## 事業者排出量簡易報告書の新設

特定事業者以外の事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、自主的な取組を促進するため、任意で簡易な排出量報告制度を創設しました。提出いただいた報告書は知事が公表<sup>(※)</sup>します。(※ 事業者名を匿名とすることができます)

### ■ 簡易報告書の特徴

- ・ エネルギーの種類（電気、ガソリンなど）ごとの使用量を様式に入力するだけで、温室効果ガス排出量の計算が簡単  
にでき、取り組みやすい
- ・ 温室効果ガスの排出量の削減や再エネ導入のために実施した取組を任意で記載
- ・ 簡易報告書の公表にあたり、ご希望により事業者名を匿名とすることが選択可能

### ■ 簡易報告書の提出によるメリット

簡易報告書を提出した事業者の方々には、以下のようなメリットがあります。

- ・ 道の中小企業総合振興基金<sup>(※1)</sup>（ステップアップ貸付（ゼロカーボン））の融資対象
- ・ 道のホームページにてゼロカーボンの取組実績を紹介

※1：道内の中小企業者が、道内で事業を行う場合に必要な資金を低利で利用できる融資制度

さらに、ゼロカーボン・チャレンジャーに登録し簡易報告書を提出いただくことで、以下のメリットを受けることができます。

- ・ 令和5・6年度の道発注公共工事の競争入札参加資格で加点評価
- ・ 道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
- ・ 金融機関での私募債発行時の金利優遇
- ・ 北海道信用保証協会にて保証料率の割引対象

### ■ 提出内容

- ・ 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量
- ・ 温室効果ガスの排出の量の削減又は再エネ導入のために実施した取組（任意記載項目）
- ・ 簡易報告書公表の際の匿名の希望有無



# 第3章 事業活動に関する地球温暖化対策

別記第3号様式(第9条関係)

## 事業者排出量簡易報告書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地球温暖化防止対策条例第10条第1項の規定により、次のとおり提出します。

報告期間( 年度)

事業者の概要	事業者の主な業種	
	法人番号	
	事業の概要	

事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量

エネルギーの種類	エネルギーの使用量	温室効果ガス排出量
電気	kWh	kg-CO2
ガソリン	L	kg-CO2
灯油	L	kg-CO2
軽油	L	kg-CO2
A重油	L	kg-CO2
B・C重油	L	kg-CO2
液化石油ガス(LPG)	kg	kg-CO2
液化天然ガス(LNG)	kg	kg-CO2
都市ガス	m <sup>3</sup>	kg-CO2
その他( )		kg-CO2
合計		kg-CO2

温室効果ガスの排出の量の削減又は再生可能エネルギー導入のために実施した取組【任意】

テレワークやオンライン会議などICTの活用による事務所の省エネや通勤等交通に伴うCO2排出の抑制

取組実施状況:

工場・事業場における省エネ型生産設備等の導入

取組実施状況:

設備のエネルギー使用を効率的に管理するエネルギー・マネジメントシステムの導入

取組実施状況:

トラック輸送の共同化など物流の効率化

取組実施状況:

施設を新築・改築する際のZEB化

取組実施状況:

電気自動車や燃料電池自動車の導入

取組実施状況:

風力や太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調量

取組実施状況:

バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーによる地熱利用

取組実施状況:

使い切りプラスチック製品の使用抑制、酒正無分

取組実施状況:

敷地内の緑化の取組

取組実施状況:

植樹などの森林整備・保全活動

取組実施状況:

従業員への環境教育や人材育成の実施

取組実施状況:

その他

取組実施状況:

注1 「法人番号」の欄は、個人の方は記入する必要はありません。

注2 「温室効果ガスの排出の量の削減又は再生可能エネルギー導入のために実施した取組【任意】」の欄は、該当する口内にレ印を記入してください。

※ 事業者排出量簡易報告書の公表に当たって、匿名での公表の希望の有無を確認しますので、該当する口内にレ印を記入してください。 □有 □無

## 主な規定

## 規定の要旨

### 自動車の利用

(18、19、20)

- ・ 自家用車の使用に代えて、公共交通機関や自転車の利用努力について定める。
- ・ 従業員の通勤における自家用車の使用を抑制する取組の実施の努力について定める。
- ・ アイドリング・ストップの実施の努力について定める。

①

### 特定駐車場

(20)

- ・ 特定駐車場<sup>(※)</sup>の利用者にアイドリング・ストップを求める周知について定める。

※特定駐車場～車路等を除く駐車のために供する部分の面積500㎡以上の駐車場。（概ね40台以上）

### 次世代自動車の使用等

(20の2)

自動車を購入・使用する際に、次世代自動車<sup>(※)</sup>を選択する努力について定める。

※次世代自動車～HV（ハイブリッド）、PHEV（プラグインハイブリッド）、EV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等

### 自動車の地球温暖化防止性能情報の説明

(21)

自動車販売事業者による、新車販売時の地球温暖化防止性能<sup>(※)</sup>情報の顧客への説明等について定める。

※地球温暖化防止性能～①温室効果ガスの排出量、②エネルギー消費効率、③エアコンの冷媒の種類と使用量、④リサイクルに関する情報

①

### 輸送の合理化

(21の2)

運輸事業者等による、共同配送等の輸送の合理化に努めることについて定める。

②

#### ① 自動車に関する取組

- ・ 自動車の利用について公共交通機関や自転車の利用促進による自家用車の使用を控えることや、アイドリング・ストップなどの運転時の取組を規定
- ・ 自動車の地球温暖化防止性能情報の説明  
自動車は長期に渡って使用されることから、新車の販売時に温暖化防止性能の高い自動車の情報提供を規定。

#### ② ゼロカーボン北海道に向けた輸送の合理化

- ・ 道内においては、広域分散の地域特性から運輸部門の排出量が全国と比べて多いことが課題。
- ・ このことから、運輸部門の排出量削減につなげるため、配送の共同化や空荷の抑制などの輸送の合理化を図る規定を新設。

## 主な規定

## 規定の要旨

排出量の少ない  
機械器具の購入 (22)

機械器具を購入・使用時には、排出量の少ないものを購入等する努力について定める。

特定機械器具の  
省エネルギー性  
能情報の表示 (23)

エネルギー消費の多い器具として定める特定機械器具を販売する事業者によるその器具の省エネルギー性能<sup>(※)</sup>情報の顧客への表示・説明について定める。

①

※省エネルギー性能～① 多段階評価点、②省エネルギーラベル、③年間の目安電気料金

## 特定機械器具の省エネ性能情報の表示・説明

特定機械器具販売事業者の方々は、陳列する特定機械器具に省エネ性能情報を表示いただくか、購入しようとする方に対し、省エネ性能情報の説明を行ってください。

### ■ 特定機械器具

- エアコンディショナー
  - テレビ
  - 冷蔵庫
  - ストーブ
  - 照明器具
  - 温水機器 (ガス、石油、電気)
- (※ ● 条例改正による追加項目)

### ■ 特定機械器具販売事業者

特定機械器具を店舗で販売する事業者<sup>(※)</sup>

※：条例改正により特定機械器具の台数の要件がなくなりました。

※表示する場合は、統一省エネルギーラベル<sup>(※)</sup>を使用するなど、見やすい位置に表示してください。

※：特定機械器具の種類により異なります



統一省エネルギーラベルの例

## ① 特定機械器具の追加

道内においては、家庭部門の排出量が全国に比べて多く、取組を強化するため、家庭でのエネルギー使用量が多い機器を特定機械器具に追加。

※追加項目の省エネ性能情報の表示・説明は令和5年10月1日から実施。



## 主な規定

## 規定の要旨

建築物の建築に係る温室効果ガス排出量の削減  
(24)

- ・ 建築物の新築等<sup>(※)</sup>をする際の、建築物に係るエネルギー使用の合理化等に資するための取組の努力について定める。 ※新築、改築、増築、修繕及び模様替
- ・ 建築士、建築物の販売・賃貸事業者による、建築物のエネルギー使用の抑制や温室効果ガス排出量削減等に関する情報提供について定める。

①

地域材の利用促進  
(24の2)

建築物の新築等の際における地域材の利用の努力について定める。

②

建築物環境配慮計画書・工事完了届出書  
(25、26、27)

一定規模以上の建築物の新築、改築、増築に当たり、温室効果ガスの排出量の削減等に資する取組の実施について記載した、建築物環境配慮計画書及び工事完了届出書の作成・提出及びそれらの公表について定める。

### ① 快適で省エネ性能の高い建築物の普及

建築物の新築等において省エネ化や再エネの利用などの取組とその普及に必要な情報の提供について規定

#### ・ 建築士による情報提供

排出量削減のためには設計段階からの取組が重要であることから、建築主への情報提供の規定を新設。

#### ・ 建築物の販売・賃貸事業者による情報提供

より省エネ性能の高い建築物が選ばれる市場環境の整備につなげるため、入居者への情報提供の規定を新設。

### ② 地域材の利用促進

建築物の道産木材の利用により、次のような効果が見込まれるため、地域材を利用した建築物の普及についての規定を新設。

- ・ 長期にわたる炭素固定の効果
- ・ 森林の更新による吸収作用の強化
- ・ 木材の輸送による温室効果ガスの排出削減

## 建築物環境配慮計画書・工事完了届出書

一定規模以上の建築物の新築・改築・増築を行おうとする方（特定建築主）を対象に、当該建築物における省エネ対策等について計画的に取組を実施していただくため、建築物環境配慮計画書と工事完了届出書の提出を求めています。提出された計画書と届出書は公表します。

### ■一定規模以上の建築物の新築・改築・増築

床面積の合計が  
2,000㎡以上の建築物  
を新築する場合

・改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上  
・床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で改築に係る床面積の合計が2分の1以上の場合

増築に係る部分の  
床面積の合計が  
2,000㎡以上の場合

※一定規模以上の建築物の屋根・壁・空調設備等の修繕・改修等は、建築物環境配慮計画書の提出を要しないこととしました。  
※上記条件に該当しない建築物の新築・改築・増築の場合においても、環境配慮計画書を提出することができます。

### ■計画書・届出書の記載事項

環境配慮計画書	工事完了届出書
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の概要（用途、構造、床面積の合計など）</li> <li>○ 工事着手及び完了予定年月日</li> <li>● 再エネ導入のための措置</li> <li>● 地域材の利用の有無</li> <li>○ 熱の損失防止のための措置の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止のための措置の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の名称、所在地</li> <li>○ 工事完了年月日</li> </ul>

※ ● 条例改正による追加項目

### ■提出時期

- ・環境配慮計画書：工事着手の予定日から起算して**21日前**まで
- ・工事完了届出書：工事完了後**15日以内**

※建築物の環境配慮計画書に関する改正事項は令和5年10月1日から施行

10月1日以降に着工する建築物については、10月1日以前に提出する場合にあっても新規定により計画書を提出してください。

### ■留意事項

建築物環境配慮計画書に記載した内容を変更する場合には、変更後の計画書を提出する必要があります。

**建築物環境配慮計画書については、北海道電子申請サービスによりweb上で作成・提出が可能。**

## 主な規定

## 規定の要旨

**再生可能エネルギーの利用推進**  
(28)

事業活動や日常生活において、排出量の削減を図るため、積極的な再エネの利用促進について定める。

①

**再生可能エネルギー計画書・報告書**  
(29、30、31)

小売電気事業者に対し、再生可能エネルギーや地球温暖化防止に関する取組について記載した再生可能エネルギー計画書及び再生可能エネルギー計画達成状況等報告書の提出について定める。

**小売電気事業者による情報提供**  
(31)

小売電気事業者による、再生可能エネルギーにより発電された電気の量等の情報提供について定める。

②

### ① 再エネの積極的利用

- ・ 家庭や企業で使用する電力など社会全体で再エネの積極的な利用を進めるために規定を強化。
- ・ 経済的利益の還元など地域の活性化につながる地域資源を活かした再エネの地域内利用を促すための規定を強化。

### ② 再エネ電気の利用促進

再エネ由来の電気の供給の拡大に向け利用サイドに啓発するため電気事業者の取組を促す規定を新設。

## 再生可能エネルギー計画書・達成状況等報告書

小売電気事業者に対し、再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大を図るため、再エネ計画書と達成状況報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。

### ■対象事業者

北海道内でエネルギーを供給している小売電気事業者

※これまで対象事業者としていた一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者は、離島や特定の対象など顧客が限定されていることから条例改正により対象者から除外。

### ■提出内容

再エネ計画書	達成状況等報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再エネ供給量の拡大に関する目標、目標達成のための基本方針、実施する取組の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止のために取り組む内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再エネ供給量の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき実施した取組の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止のために取り組んだ内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達した電気の電源構成</li> <li>● 道内の再エネにより発電された電気の調達量</li> </ul> </li> </ul>

※ ● 条例改正による追加項目

### ■提出時期

- ・ 再エネ計画書 : 措置を実施した翌年度の7月末日<sup>(※)</sup>まで ※ 条例改正により提出時期が変更
- ・ 達成状況等報告書 : 措置を実施した翌年度の7月末日<sup>(※)</sup>まで (令和5年度においては、10月1日まで提出)

### ■留意事項

再エネ計画書に記載した内容を変更する場合には、変更後の計画書を提出する必要があります。

再生可能エネルギー計画書及び再生可能エネルギー計画達成状況報告書については、北海道電子申請サービスによりweb上で作成・提出が可能。

## 主な規定

森林の整備の推進・保全の確保

(32)

藻場・干潟等の保全の推進

(33)

自然の生態系の保全・管理

(34)

## 規定の要旨

森林の整備・保全、地域材の利用の促進や森林の有する温室効果ガスの吸収・固定作用に関する理解を深めるための取組について定める。

①

藻場・干潟等のいわゆるブルーカーボンの吸収源について、これらの保全及び温室効果ガスの吸収・固定作用に関する理解を深めるための取組について定める。

②

温室効果ガスの吸収・固定作用がある森林・藻場・干潟・湿地などの自然生態系の保全・管理に努めることについて定める。

### ① 森林整備等の取組の推進

森林による吸収作用や固定作用を確保し推進するため、森林の若返りによる活力あふれる森林づくりや地域材の利用促進に取り組む必要があることから、規定を拡充。

### ② ブルーカーボンについて

本道は海洋に囲まれ全国の4分の1の約4万haに及ぶ国内最大の藻場に恵まれている。そのポテンシャルを活かし水産資源を育み、新たに吸収源として期待されるブルーカーボンの活用を積極的に進める必要があることから、規定を新設。

# 第9章 気候変動適応に関する施策

## 主な規定

気候変動適応に関する施策の推進

(35)

北海道気候変動適応センター

(36)

## 規定の要旨

気候変動対策として、温室効果ガスを削減する「緩和策」とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」を両輪として推進していくため、これらの施策の推進や気候変動適応センターの設置について定める。

# 第10章 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等

## 主な規定

産業の育成・振興 (37)

製品及びサービスの開発・販売・提供 (38)

## 規定の要旨

ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成や振興を図るため、事業化やゼロカーボン北海道の実現に資する産業への参入の促進等の取組について定める。

①

温室効果ガス排出量の少ない、又は排出量削減に寄与するような製品やサービスの開発や供給について定める。

### ① 産業の育成及び振興について

事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、技術・製品の高付加価値化を進め、道内産業の振興を図ることが必要なことから、ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成等に関する規定を新設。

# 第11章 ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等

## 主な規定

ゼロカーボン北海道に対する理解の促進 (39)

北海道クールアース・デイ(40)

## 規定の要旨

事業者及び道民のゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の理解促進や、事業者による従業員の理解促進のための取組について定める。

地球温暖化の防止に向けた道民の理解と意識の高揚を図るため、毎年7月7日を北海道クールアース・デイと定める。

# 第12章 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換

## 主な規定

## 規定の要旨

道民による排出量の把握・削減  
(41)

道民が日常生活で排出する温室効果ガスの量を把握し、衣食住における自らの行動を不断に見直し、節電や食品ロスの削減など行動変容に自ら取り組むことができるよう、普及啓発について定める。

①

行事・催し物等における取組の促進  
(42)

行事・催し物の開催において排出削減の取組を進めていくには、主催者だけでなく参加者にも取り組んでもらう必要があることから、その協力について定める。

地産地消の推進  
(43)

原材料や製品の輸送距離の短縮化に係る排出削減に貢献するとともに、農林水産業や地域の振興にも寄与することから、積極的な地産地消の推進について定める。

環境物品等の購入の促進  
(44)

様々な物品・サービスの利用に当たり、温室効果ガス排出量の少ないものや環境負荷の少ない製品の選択の推進について定める。

廃棄物の発生抑制  
(45)

廃棄物の処理に伴い生じる温室効果ガスの排出を削減するため、廃棄物の発生抑制や使用済物品の再使用、分別回収、廃棄物の再生利用の推進について定める。

冷暖房時の温度  
(46)

冷暖房に関するエネルギー消費量を削減するため、住居や事業所において適切な温度に保つとともに、従業員に当該室温に応じた働きやすい服装を促すなどの配慮について定める。

①

### 道民の温室効果ガス排出量削減等の取組

家庭部門の温室効果ガス排出量が全国と比べて高いことから、ゼロカーボンの必要性の理解を進め、具体的行動に結びつけていくことが重要であり、この取組を一層進めていくため、道民の日常生活における取組に関する規定を拡充する。

## 主な規定

## 規定の要旨

財政上の措置 (47)	ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を推進するための、必要な財政上の措置に務めることを定める。
顕彰 (48)	道による、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者・道民の顕彰について定める。
指導及び助言 (49)	事業者及び道民のゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に必要な指導・助言をすることができる。
報告または資料の提出 (50)	この条例に基づき報告等の提出や説明・表示等の義務を課されている方に対し、当該義務の実施の状況等について、報告や資料の提出を求めることができる。
勧告・公表 (51、52)	この条例に基づき報告等の提出や説明・表示等の義務を課されている者が、当該義務を履行しない場合、履行すべき旨を勧告できるとともに、勧告に従わない場合はその旨を公表できる。
市町村の条例との関係 (53)	市町村において、この条例と同等以上の効果を有する条例を制定している場合には、当該市町村の区域にはこの条例の規定を適用しない。

詳しくは **道ゼロカーボン推進局** **ゼロカーボン北海道推進条例担当**へ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL:011-204-5190

北海道 ゼロカーボン 条例

検索 